特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------|
| 26 | 区営住宅等に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、区営住宅等に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

区営住宅の管理業務は指定管理者へ委任している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和6年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

| | - NACIII N | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | |
| ①事務の名称 | 区営住宅等に関する事務 | | | | | |
| ②事務の概要 | 1 港区営住宅条例及び港区営住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般 (事務の概要) 〇 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 〇 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退居するまでに行う事務 (対象住宅) 区営住宅シティハイツ白金、区営住宅シティハイツ港南、区営住宅シティハイツ六本木、区営住宅シティハイツーツ木、区営住宅シティハイツ芝浦、区営住宅シティハイツ第2芝浦、区営住宅シティハイツ桂坂、区営住宅シティハイツ車町 2 港区特定公共賃貸住宅条例及び港区特定公共賃貸住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般 (事務の概要) 〇 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 〇 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退去するまでに行う事務 (対象住宅) 特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜、特定公共賃貸住宅シティハイツ港南、特定公共賃貸住宅シティハイツ市場、特定公共賃貸住宅シティハイツ神明 | | | | | |
| ③システムの名称 | 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤 5中間サーバー | | | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

1区営住宅管理ファイル 2特定公共賃貸住宅管理ファイル

| 3. 個人番号の利用 | |
|------------|--|
| 法令上の根拠 | (区営住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第19項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第18条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第二 第23項(特定公共賃貸住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第61項の2 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第46条の3 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第二 第36項 |

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | [実施する |] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 | |
|---------|---|--|---|----|
| ②法令上の根拠 | 律第27号)第19条第8 (別表第二における情 (別表第二における情 2 行政手続におけるで定める事務及び情 (情報提供の根拠)な (情報照会の根拠)第 (特定公共賃貸住宅) | 3号(特定個人情報の 情報提供の根拠)第31 特定の個人を識別す 報を定める命令(平成 522条 定の個人を識別するが 定の個人を識別するが 最初では では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で | 項 るための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 26年12月12日内閣府、総務省令第7号) こめの番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日) 供の制限) | 省令 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--|
| ①部署 | 街づくり支援部 住宅課 | | | | |
| ②所属長の役職名 | 住宅課長 | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | |
| _ | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停止請求 | | | | |
| 請求先 | 〒105-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | | | | | |
| 連絡先 | 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 03-3578-2266 | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人 | 1. 対象人数 | | | | | | | | |
|--|------------------------|-------------------|-----------|---|--------------------|-----------|--|--|--|
| 評価対象の | 事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | | | | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 6年4月1日 時点 | | | | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | | | | |
| 特定個人情報 | 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | | | |
| | いつ時点の計数か | | 6年4月1日 時点 | | | | | | |
| 3. 重大事 | 故 | | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | | | |

Ⅲ しきい値判断結果

| | | | | | _ |
|------------------|--------|-----------|--------|-----|------|
| しきし | A term | - 50 (41) | 100 | - | 0.0 |
| | A CHIE | | 1.7344 | | _ |
| $\cup \subset v$ | | | 201 | m – | -000 |

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価 | 西書の種類 | | | | | |
|---|-----------|------------|-----------------|--------|---|--------------|-------------------|
| | 項目評価 | | | | 3) 基礎項目評価 | i書及び i書及び | |
| 2)又は3)を選択した評価実 載されている。 | 施機関に | ついては、それぞれ | · 里 点項目記 | #価書又は全 | 項目評価書におい | て、リス | く ク対策の詳細が記 |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供 | ŧネットワークシス· | テムを通じ | た入手を除 | <.) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱い | の委託 | | | | Ι |]委託しない |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 伝(委託や | 情報提供ネットワー | -クシステム | を通じた提供 | | |]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | ≥の接続 | | []接絲 | 読しない(入手) | [|]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | |
| 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | |
| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 8. 監査 | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [0] | 内部監査 | [] | 外部監 | |
| 9. 従業者に対する教育・程 | 岑発 | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [特に | 二力を入れて行ってし | いる] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って | いる | ている |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|--|------|----------------------------|
| 平成27年12月21日 | 表紙 評価書名 | 区営住宅に関する事務 | 区営住宅等に関する事務 | 事後 | 事務の概要に区営住宅以外 の事務を追記したため |
| | 表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言 | 個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措 | 港区は、区営住宅等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後 | 事務の概要に区営住宅以外 の事務を追記したため |
| 平成27年12月21日 | 丰红 性司事语 | 任七官理業務を指定官理者へ安任している。 情報の不正使用対策として、業者選定の際に 業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関 | 区営住宅の管理業務は指定管理者へ委任している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。 | 事後 | 事務の概要に区営住宅以外 の事務を追記したため |
| | I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 | 区営住宅に関する事務 | 区営住宅等に関する事務 | | 事務の概要に区営住宅以外 の事務を追記したため |

| | 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------|---|---|--|------|---|
| 4 | | I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 基づく住宅管理全般 〇 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 〇 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退居するまでに行う事務 (対象住宅) シティハイツ白金、シティハイツ港南、シティハ | イツ港南、区営住宅シティハイツ六本木、区営住宅シティハイツーツ木、区営住宅シティハイツ芝浦、区営住宅シティハイツ第2芝浦、区営住宅シティハイツ桂坂、区営住宅シティハイツ車町 2 東京都営住宅条例、東京都営住宅条例施 | 事後 | 事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため |
| 4 | | I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 1住宅管理システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー | (区営住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤 5中間サーバー (都営住宅(地元割当)) 1税務システム 2福祉総合システム 3システム共通基盤 4中間サーバー | 事後 | ①事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため ②使用するシステムの追加があったため |
| 4 | ☑成27年12月21日 | I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイル名 | 区営住宅管理ファイル | 1区営住宅管理ファイル 2都営住宅(地元割 当)管理ファイル | 事後 | 事務の概要に区営住宅以外 の事務を追記したため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|---|------|--------------|
| 平成27年12月21日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)なし(別表第二における情報照会の根拠)第31項 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)なし(別表第二における情報照会の根拠)第31項2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠)なし(情報照会の根拠)第22条 | 事後 | 根拠法令の追記をしたため |
| 平成28年4月15日 | I 関連情報 3. 個人番号 の利用 ②法令上の根拠 | 月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第19項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の | 第19項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の | 事後 | 根拠条例の追記をしたため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|---|
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | (事務の概要) 〇 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 〇 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退居するまでに行う事務(対象住宅) 区営住宅シティハイツ白金、区営住宅シティハイツ港南、区営住宅シティハイツ六本木、区営住宅シティハイツで浦、区営住宅シティハイツで消、区営住宅シティハイツを浦、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツを対している。 | ○ 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 ○ 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退居するまでに行う事務 (対象住宅) 区営住宅シティハイツ白金、区営住宅シティハイツ港南、区営住宅シティハイツ六本木、区営住宅シティハイツ港南、区営住宅シティハイツ港京、区営住宅シティハイツ地域、区営住宅シティハイツを消、区営住宅シティハイツ東町 2 港区特定公共賃貸住宅条例及び港区特定公共賃貸住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般 (事務の概要) ○ 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 ○ 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退去するまでに行う事務 | 事後 | 都営住宅地元割当に関する 事務は、特定個人情報ファイ ルの取扱いをしなくなったた め削除。 特定公共賃貸住宅に関する 事務は、法定事務となったた め。 |
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | (区営住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤 5中間サーバー (都営住宅(地元割当)) 1税務システム 2福祉総合システム 3システム 共通基盤 4中間サーバー | (区営住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤 5中間サーバー (特定公共賃貸住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤 5中間サーバー | 事後 | 都営住宅地元割当に関する 事務は、特定個人情報ファイ ルの取扱いをしないため。 特定公共賃貸住宅に関する 事務は、法定事務となったた め。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------|--|---|------|--|
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイル名 | 1区営住宅管理ファイル 2都営住宅(地元割当)管理ファイル | 1区営住宅管理ファイル 2特定公共賃貸住宅管理ファイル | 事後 | 都営住宅地元割当に関する 事務は、特定個人情報ファイルの取扱いをしないため。 特定公共賃貸住宅に関する 事務は、法定事務となったため。 |
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 3.個人番号 の利用 法令上の根拠 | めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一第19項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第18条 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報 | (区営住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一第19項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第18条3港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)第11条の2第2項 別表第二第23項(特定公共賃貸住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一第61項の2 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一第61項の2 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第46条の3 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)第11条の2第2項 別表第二第36項 | 事後 | 特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務となったため。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|----------------------------|
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし(別表第二における情報照会の根拠)第31項2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠)なし(情報照会の根拠)第22条 | (区営住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)なし(別表第二における情報照会の根拠)第31項2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠)なし(情報照会の根拠)第22条(特定公共賃貸住宅)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)なし(別表第二における情報照会の根拠)第85項の2 | 事後 | 特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務となったため。 |
| 平成28年6月15日 | Ⅱ しきい値判断項目 いつ 時点の計数か | 平成27年3月1日 | 平成28年6月1日 | 事後 | 対象人数を再判断したため |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ①部署 ②所属長 | ①街づくり支援部 都市計画課 ②住宅担当課長 増田 裕士 | ①街づくり支援部 住宅課 ②住宅課長 増田 裕士 | 事後 | 組織改正があったため。 |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先 | 〒105-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 都市計画課 住宅管理係 | 〒105-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 | 事後 | 組織改正があったため。 |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ 連絡先 | 港区街づくり支援部 都市計画課 住宅管理係 03-3578-2266 | 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 03-3578-2266 | 事後 | 組織改正があったため。 |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 いつ 時点の計数か | 平成28年6月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | 対象人数を再判断したため |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 | 住宅課長 増田 裕士 | 住宅課長 野口 孝彦 | 事後 | 人事異動があったため。 |
| 平成30年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 いつ 時点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | 対象人数を再判断したため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|-----------------------|--|------|--------------|
| 平成31年4月1日 | 平成31年1月版様式2に変更 | | | 事後 | 様式変更のため |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 | 住宅課長 野口 孝彦 | 住宅課長 | 事後 | 氏名記載不要となったため |
| 平成31年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 全項目を新 規記載 | | | 事後 | 様式変更のため |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |
| 令和3年6月30日 | 携 ②法令上の根拠 | めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 | (区営住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) | 事前 | 番号法改正のため |
| | ワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | | (特定公共賃貸住宅) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報 の提供の制限) | 事前 | 番号法改正のため |
| 令和4年4月1日 | II しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |
| 令和5年6月21日 | II しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|--------------|
| 令和5年6月21日 | I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠 | 30日条例第28号) 第11条の2第2項 別表第 二 第23項 (特定公共賃貸住宅) 1、2 略 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報 の保護及び提供に関する条例(平成27年6月 | (区営住宅) 1、2 略 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年港区条例第28 号) 第4条 別表第二 第23項 (特定公共賃貸住宅) 1、2 略 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年港区条例第28 号) 第4条 別表第二 第36項 | 事後 | 条例改正のため |
| 令和5年6月21日 | II しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |
| 令和6年6月21日 | II しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |